

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 さくら介護サービス
主たる事務所の所在地	〒945-0054 柏崎市日石町1番12号
代表者（職名・氏名）	代表取締役社長 山添 真二
設立年月日	平成15年 9月18日
電話番号	0257-23-0170

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ショーステイ駅前桜寿	
サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
事業所の所在地	〒945-0055 柏崎市駅前二丁目1番35号	
電話番号	0257-35-5012	
指定年月日・事業所番号	平成21年 1月 1日指定	1570500841
利用定員	定員15人	
通常の送迎の実施地域	柏崎市、刈羽村	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護サービスを提供し、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
運営の方針	併設する駅前桜寿（特定施設入居者生活介護）との連携を図り、利用者ひとりひとりの生活スタイルを尊重した介護サービスを提供します。

4. 提供するサービスの内容

短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）は、事業者が設置する事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	人 数
医師（嘱託医）	1 人 以 上
生活相談員	1 人 以 上
看護職員	1 人 以 上
介護職員	5 人 以 上
機能訓練指導員	1 人 以 上
栄養士	1 人 以 上

6. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担 当 職 員 の 氏 名	生活相談員 小杉映美
管理責任者の氏名	管 理 者 星野右子

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。但し、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型短期入所生活介護費】

要介護度	短期入所生活介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※1割負担の場合
要介護1	6, 0 3 0 円	6 0 3 円
要介護2	6, 7 2 0 円	6 7 2 円
要介護3	7, 4 5 0 円	7 4 5 円
要介護4	8, 1 5 0 円	8 1 5 円
要介護5	8, 8 4 0 円	8 8 4 円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
送迎加算	居宅と事業所との間の送迎を行った場合 (片道につき)	1,840円	184円
緊急短期入所 受入加算	要件を満たした上で緊急の受入を行った場合 (1日につき)	900円	90円
看護体制加算 (Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置した場合 (1日につき)	40円	4円
看護体制加算 (Ⅱ)	利用者数25に対し看護職員を常勤換算方法 で1以上配置、且つ、看護職員と24時間連 絡できる体制を確保した場合 (1日につき)	80円	8円
サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1日につき) ※ (注2)	220円	22円
介護職員等 処遇改善加算Ⅰロ	当該加算の算定要件を満たす場合※ (注2)	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の17.6%	

(注2) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
長期利用者に対する 減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所 生活介護事業所に入所している利用者にサー ビスを提供した場合	300円	30円

(2) 介護予防短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型介護予防短期入所生活介護費】

要支援区分	介護予防短期入所生活介護費 (1日あたり)	
	基本利用料 ※ (注3) 参照	利用者負担金 ※ 1割負担の場合
要支援1	4,510円	451円
要支援2	5,610円	561円

(注3) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
送迎加算	居宅と事業所との間の送迎を行った場合 (片道につき)	1,840円	184円
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1日につき)※(注4)	220円	22円
介護職員等 処遇改善加算Ⅰロ	当該加算の算定要件を満たす場合※(注4)	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の17.6%	

(注4) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
長期利用者に対する 減算	連続して30日を超えて同一の介護予防短期 入所生活介護事業所に入所している利用者に サービスを提供した場合	1日につき所定の割合で減算 します。

(3) その他の費用

食費	1日につき1,780円。 (ただし、朝食450円、昼食750円、夕食580円とし、1食単位 で費用の支払いを受けるものとします。) ※「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、朝食380円、昼食 750円、夕食415円を基準額とし、1日の基準額の合計と、認定 証に記載されている1日の負担限度額の内、少ない方の金額です。 [例：負担限度額が1,030円の場合] ・朝食のみ召し上がった日・・・基準額の通り380円です。 ・朝食と昼食を召し上がった日・・・基準額の朝食・昼食合計(1,130円)と 比較すると、負担限度額の方が少ない為、1,030円となります。
滞在費	従来型個室(1日につき) 2,100円 多床室(1日につき) 1,040円 ※「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、認定証に記載されて いる「従来型個室(特養等)」又は「多床室」の負担限度額です。 (基準額は従来型個室1,231円、多床室915円とします。)
送迎費	居宅以外への移送を行なった場合に、送迎の基本利用料相当額をご負担 頂きます。(片道につき1,840円)
理容代	理髪師の出張による理髪サービスをご利用頂けます。実費を頂きます。 (要予約)

その他	歯ブラシ等日用品不足分の購入を代行させて頂くことがあります。 購入代金をご負担頂きます。
	日常生活において通常必要となる費用であって、利用者負担が適当と認められるものをご負担頂きます。 [例] ・電気毛布（持込）電気料 1日につき 20円 ・テレビレンタル料 1日につき 60円（電気料込） ・コピー代 1枚につき 10円

（４）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の 50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 100%の額

（注）別途、食事のキャンセル料を頂く場合があります。

（５）支払い方法

上記（１）から（４）までの利用料請求書を原則として翌月の１０日に発行し、２０日又は２７日（休日の場合は翌営業日）に利用者の指定する金融機関の口座から引き落とします。
なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、遅滞なく発行いたします。

８．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

協力医療機関	病 院 名	柏崎中央病院
	所 在 地	柏崎市駅前二丁目 1－25
	電 話 番 号	0257－23－6254
	診 療 科	内科、外科、整形外科等
	入 院 設 備	有り

９．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	窓口責任者	管理者 星野 右子
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
	受付方法	電話（0257-35-5012） 面接（当事業所の面談室）

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	柏崎市福祉保健部介護高齢課	電話番号 0257-21-2228
	刈羽村福祉保健課	電話番号 0257-45-3916
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

(2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。

なお、他のご利用者に対して著しく影響がある場合（徘徊、大声等）で、職員が対応できないときは、利用中であっても終了になることがあります。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(4) その他

来訪・面会	面会時間 9:30～17:00 来訪者は面会時間を遵守し必ずその都度職員に届け出てください。
外出	外出の際には必ず行く先と戻られる時間を職員に申し出て下さい。
居室・設備 器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	全館禁煙になっておりますので、喫煙はご遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。 また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
宗教活動 政治活動	事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物の飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

12. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

13. 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じています。
- (2) サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

14. 第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	新潟県柏崎市日石町1番12号		
	事業者（法人）名	株式会社さくら介護サービス		
	代表者職・氏名	代表取締役社長	山添 真二	印
	説明者職・氏名	管 理 者	星野 右子	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所 _____
氏 名 _____ 印
本人との続柄 _____